

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、市場のニーズを捉えた安全・安心な製品の供給、顧客満足の向上、社会への貢献等の企業責任を果たす観点から、経営の透明性と経営チェック機能の充実、法令遵守と企業倫理の向上を重要課題としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2】議決権の電子行使のための環境整備

当社は、議決権電子行使プラットフォームの採用について、機関投資家や海外投資家の比率等を勘案しながら、必要と判断した場合には採用を検討してまいります。株主総会招集通知の英訳についても、外国人株主比率等を勘案しながら、必要と判断した場合には検討してまいります。

【補充原則2-4】中核人材の登用等における多様性の確保に関する開示

当社は、多様性の確保の重要性を認識し、変化に対応できる人、積極的に挑戦できる人、思いを共有できる人を求める人物像に、会社の業務に貢献できる人材の採用や登用を推進しております。

(1) 女性管理職への登用等

当社は、従業員総数の約54%は女性でありますように、男女の区別なく採用を推進しております。女性管理職は令和4年3月現在で管理職総数の約11%にあたりますが、管理職候補である係長総数の約40%は女性であります。今後も継続して10%以上を維持し、多様な人材が活躍できる職場づくりや福利厚生の実施等により、女性管理職比率の向上を進めてまいります。

(2) 外国人・中途採用者の管理職への登用等

当社は、外国人や中途採用者につきましては、現時点において具体的な方針や目標値等を設定しておりませんが、管理職への登用に限らず、外国人や中途採用者を積極的に活用し、多様な人材が共存し認め合いながら個々の能力を活かすことができる職場づくりを目指しております。その考え方のもと、経営環境変化への対応や経営戦略・経営課題等との整合性を考慮しながら必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1】海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進

当社の外国人比率は、令和4年3月現在で0.3%未満であり、現時点において招集通知の英訳等は予定しておりません。外国人株主比率等を踏まえて必要と判断した場合には検討してまいります。

【補充原則3-1】自社のサステナビリティについての取組みに関する開示

当社は、サステナビリティ基本方針を策定・開示し、今後も本方針に基づく取組みを推進してまいります。その取組みの開示・提供にあたっては、ステークホルダーの立場を尊重し、適切かつ分かりやすい内容で開示・提供できるよう引き続き検討してまいります。

(1) サステナビリティについての取組み

当社は、「食品産業の分野において広く社会に貢献し、持続と繁栄のもとに企業を構成する人々の理想を実現する」という社是のもと、企業行動規範に基づく事業活動を通じて、持続可能な社会の発展と地球環境の保全に貢献し、全てのステークホルダーと存在意義を共有する企業を目指します。この基本方針のもと、次の6つのテーマに取組んでまいります。

価値の創出

環境の保全

ステークホルダーとの関係

多様な人材が活躍できる職場づくり

地域社会とのつながり

コーポレート・ガバナンスの充実

(2) 人的資本の取組み

当社は、企業価値の源泉を築く人材の開発を進めてまいります。一例として次のような取組みも推進しております。

- ・現場力を高める独自のスキル開発プログラム「百志塾」の開講
- ・全工場でFSSC22000のシステム認証を取得するためのプロジェクト開始
- ・産業技術短期大学への国内留学
- ・カイゼンに取組む小集団活動
- ・人材育成を目的とした人事戦略会議の実施 等

(3) 知的財産の取組み

当社は、特許審査委員会を設置し、知的財産の監視・保護等を行うとともに、お客様の満足を追求する商品の開発、高度な品質と生産性を両立させる技術的な要素の開発に積極的に取組んでおります。

【補充原則4-1】最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用への主体的な関与等

当社取締役会は、後継者計画の策定・運用において取締役会が積極的かつ主体的に関与すべき重要な課題と認識しております。

現任の代表取締役は令和2年6月に就任しましたので現在のところ後継者計画は策定しておりませんが、取締役会の実効性確保等の他の施策と合わせながら適切に監督する仕組みを引き続き検討してまいります。

【補充原則4-2】 客観性・透明性ある手続による報酬制度の設計と具体的な報酬額の決定等

当社取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、独立社外取締役を委員長とした報酬委員会の審議・答申等を踏まえて取締役の報酬等の額を決定しております。現在のところ株式報酬制度は導入しておりませんが、経営環境の変化や経営戦略・経営課題等との整合性を考慮しながら適切な制度設計を検討してまいります。

【補充原則4-3】 客観性・適時性・透明性ある手続によるCEOの選任

当社取締役会は、CEOの選解任は取締役会における最も重要な戦略的意思決定であると認識しております。現時点において具体的な手続等を定めておりませんが、取締役会は十分な時間と資源をかけて資質を備えたCEOの選解任を決定しております。引き続き、当社の業務内容や規模・特性等を踏まえながら、客観性・透明性を高める必要な手続等を検討してまいります。

【補充原則4-3】 CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続の確立

補充原則4-3 に合わせて記載しております。

【補充原則4-10】 独立した指名委員会・報酬委員会の設置等

当社は、取締役の報酬に関して、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を策定し、透明性・公平性を確保するため独立社外取締役を委員長とした「報酬委員会」を設置しております。委員の決定は取締役会決議で行い、報酬額の決定にあたっては同委員会の適切な関与・助言を得ております。

経営陣幹部・取締役の指名に関する「指名委員会」の設置は、取締役会における議論を踏まえて決定する現在の仕組みの実効性を考慮し、現在のところ設置を予定してはおりません。しかしながら、当社としても、取締役会の機能の独立性・客観性や説明責任の更なる向上において検討すべき重要な課題であると認識しておりますので、独立社外取締役を過半数の構成とする「報酬委員会」の整備や「指名委員会」の設置は、取締役会の機能向上の観点から引き続き検討してまいります。

【原則4-11】 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社取締役会は、食品分野の各事業に精通した業務執行取締役（女性取締役1名を含む）および専門的な知識・見識を有する独立社外取締役2名の構成となります。多様性と適正規模の両立に関しましては、更なる実効性の確保に向けて、今後とも経営環境の変化や経営戦略・経営課題等との整合性を踏まえながら、企業価値の向上と中期計画の実現にあたっての適切な規模・構成を十分に検討してまいります。

監査役会は、内部監査に精通する常勤監査役1名および行政・社会福祉や財務・会計の分野に精通する独立社外取締役2名で構成し、監査の実効性を確保するための前提条件を備えていると考えております。

【補充原則4-11】 取締役会にて必要なスキルの特定等、選任に関する方針・手続の開示

当社取締役会は、自らが備えるべきスキル等を取締役会全体として確保することが取締役会の実効性の確保において重要であるとの理解のもと、いわゆるスキル・マトリックスの策定に向けて必要な取組みを進めております。

開示にあたりましては、その進捗に応じて必要かつ適切な内容・方法等を検討してまいります。なお、独立社外取締役にはコンプライアンス強化の推進のため中立的かつ専門的な立場から貢献できる者を選任しておりますが、他社での経営経験を有する者の選任につきましては、今後の経営戦略・経営課題等との整合性、取締役会の実効性確保のための前提条件等を踏まえながら検討してまいります。

【補充原則4-11】 取締役会による取締役会の実効性に関する分析・評価、結果の概要の開示

当社取締役会は、取締役会の実効性に関する分析・評価について、いわゆるスキル・マトリックスやトレーニング方針の策定等の他の施策との付随性を踏まえながら必要な取組みを進めております。概要の開示につきましては、その進捗に応じて必要かつ適切な内容・方法等を検討してまいります。

【補充原則4-14】 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示

当社取締役会は、取締役・監査役による経営管理・監督機能が十分発揮されるよう、適宜、役員研修を実施しております。直近の研修はSDGsおよびコーポレート・ガバナンスをテーマに実施しておりますが、更なる充実化に向けたトレーニング方針の策定およびその開示につきましては、取締役会の実効性に関する他の施策等と合わせて検討してまいります。

【原則5-2】 経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、以下の基本戦略に基づく中期計画を策定し、令和6年3月期の連結経常利益20億円の達成とその継続を目標に掲げております。この期間における経営目標は収益計画を中核におき、経営を取り巻く環境の変化等に適応できるよう年度毎の基本方針も策定しております。

資本政策の基本的な方針や資本コストを考慮した収益力・資本効率等の具体的な目標の設定は、持続的成長のための利益の確保に向けた基盤づくりに注力しながら、情報開示の充実とともに必要かつ適切な検討を進めてまいります。

（基本戦略）

技術力の強化により高度な品質を実現し、商品力の強化をはかります。

品質管理体制を強化します。

商品の安定供給のために、原材料の安定確保および製造体制の維持・強化をはかります。

株主利益の増大と財務体質の強化をはかります。

事業構造の最適化を推進します。

【補充原則5-2】 事業ポートフォリオの基本方針や見直しの状況についての説明

当社は、単一事業セグメントを業とするため、現在のところ事業の入れ替えという意味での事業ポートフォリオの基本方針等は策定しておりません。中期計画においても、現在の事業セグメントを成長拡大することに注力することとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】 政策保有株式

当社の政策保有株式に関する方針等は以下のとおりであります。

(1) 政策保有に関する方針

当社は、取引先企業等との関係維持・強化・発展等の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される株式を政策的に保有し、継続して保有する意義が希薄と判断される株式について縮減を進めることを基本方針としております。

(2) 政策保有株式に係る検証の内容

当社は、保有の合理性について、保有先企業の取引状況等を継続的にモニタリングしながら、資本コスト等の指標を用いて保有に伴う便益・リス

ク等を検証しております。取締役会においては、四半期毎に保有する銘柄の株価・時価状況、経営状況等を確認し、前述の検証方法により原則として年1回、保有の適否を判断しております。

(3) 政策保有株式に係る議決権行使基準

当社は、議決権行使助言会社の基準を参考にし、保有先企業の企業価値の向上や株主共同の利益等の観点から議決権の行使について総合的に判断しております。

【原則1 - 7】 関連当事者間の取引

当社は、取締役および取締役が実質的に支配する法人との協業取引および利益相反取引について、取締役会での審議・決議を要することとしております。その決議は、該当する役員を特別利害関係者として当該決議の客足数から除外したうえで行ってあります。

加えて、当該役員、取締役が実質的に支配する法人および主要株主が当社の顧客として取引を行う場合には、会社に不利益とならない体制を整えてあります。

また、当社は、全役員に対し、毎年、関連当事者間の取引の有無を書面にて確認しております。

【原則2 - 6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、確定給付型企業年金制度(DB)および確定拠出年金制度(DC)を採用し、企業年金の積立金の管理・運用は外部の資産管理運用機関等に委託しております。当社においては、資産運用の基本方針を策定するとともに、総務人事部および経理部が連携し、運用機関に対して定期的に運用状況のモニタリングを実施しております。また、確定拠出年金(DC)における従業員の安定的な資産形成に向けて、入社時や昇格時等における定期的な研修を実施しております。

【原則3 - 1】 情報開示の充実

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念や経営戦略は、当社のホームページおよび有価証券報告書において開示しております。経営計画は、取締役会において策定し、業績の進捗や経営環境の変化等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行っております。変更にあたっては、変更の背景や内容等を決算短信や株主総会等の機会を通じて情報を開示しておりますが、原則5 - 2を踏まえた内容による更なる情報開示の充実化につきましては、その内容や方策等を含めて必要な検討を進めてまいります。

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループは、市場のニーズを捉えた安全・安心な製品の供給、顧客満足の向上、社会への貢献等の企業責任を果たす観点から、経営の透明性と経営のチェック機能の充実、法令遵守と企業倫理の向上を重要課題としております。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

当社取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、独立社外取締役を委員長とした報酬委員会の審議・答申等を踏まえて取締役の報酬等の額を決定しております。現在のところ株式報酬制度は導入していません。

なお、報酬委員会の委員の選定は取締役会決議により行われ、報酬委員会は透明性を確保しつつ公正かつ適正に報酬等の算定方法を決定することとしております。取締役の個人別の報酬等の額につきましては、報酬委員会による報酬額の水準や個人別の報酬等の算定方法に関する審議・決定のもと、取締役会が代表取締役に一任し決定しております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

当社取締役会は、経営陣幹部および取締役候補者について、経営陣・取締役会の全体としての知識・経験・能力等のバランスを考慮しながら、的確かつ迅速な意思決定が可能であることや、個人として相応しい人格・人望があり、コンプライアンス遵守や食品分野の各事業分野にも精通する見識を有している等の基準を総合的に勘案して選任しております。

監査役候補者については、監査役に相応しい人格・見識を有し、業務経験や財務・会計等の専門知識をもって監査体制の強化に貢献できること等を基準として指名しております。なお、社外取締役・社外監査役につきましては、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性が確保されていることを当社の独立性に関する基準に照らし合わせて確認しております。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社取締役会は、上記()を踏まえて、経営陣幹部および取締役・監査役候補者の個々の内容を検討したうえで、選任・指名を決議しております。なお、取締役・監査役候補者の個々の経歴等につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4 - 1】 経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示

当社は、取締役会において業務の執行と監督を行っております。業務の執行に関しましては、代表取締役および役付業務執行取締役等で構成される経営会議において、取締役会の決定・報告事項や経営の重要な意思決定等に関する事前の審議等を行っております。経営会議の下に、販売・生産・開発・管理・予算の5つの分科会をおき、経営会議における十分な審議、取締役会における意思決定の迅速化と監督機能の両立を推進しております。

【原則4 - 9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出る際の基準等を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員の独立性に関する基準を策定し、その資格を満たす全ての社外役員について、東京証券取引所に「独立役員届出書」を提出しております。

当社の独立性に関する基準の内容は、後段「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況(1. 機関構成・組織運営等に係る事項(独立役員関係))」に記載しております。

【補充原則4 - 11】 兼任状況の開示等

当社は、取締役・監査役における他会社役員との兼任の状況を、株主総会招集通知、有価証券報告等を通じて、毎年開示しております。当社は、取締役・監査役(社外を含む)において、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できているものと考えております。

【原則5 - 1、補充原則5 - 1】 株主との建設的な対話に関する方針

当社における株主との建設的な対話を促すための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりであります。

() 責任者の指定

当社は、IRに関する管掌取締役として、取締役総務人事部長を選任しております。

() 対話を補助する社内の有機的な連携の方策

当社は、IRに関する担当部署である総務人事部を中心に、経営企画室、経理部等が参加する管理分科会の定期的な開催、対話を補助する各部署との日常的かつ有機的な連携・意見交換等を通じて必要な情報の収集・共有を行っております。

()個別面談以外の対話の手段の充実にする取組み

当社は、自社ホームページ等による情報開示の実施や会社説明会を開催しております。会社説明会につきましては、コロナ禍において中断しておりますが、必要かつ適切な時期に再開を検討してまいります。

()経営陣幹部や取締役会に対するフィードバック

当社は、対話において把握した意見等について、適時に取締役等の共有、取締役会に対するフィードバックを行っております。

()インサイダー情報の管理に関する方策

当社は、インサイダー情報管理規程を定め、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日東ベスト取引先持株会	1,505,900	12.44
有限会社ウチダ・コーポレート	941,400	7.78
日東ベスト従業員持株会	684,400	5.65
農林中央金庫	605,010	5.00
株式会社山形銀行	600,000	4.95
株式会社ウチダ・ホールディングス	527,000	4.35
内田 淳	343,128	2.83
国分グループ本社株式会社	293,611	2.42
東洋製罐グループホールディングス株式会社	291,391	2.40
第一生命保険株式会社	230,000	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	18名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
黒沼 憲	公認会計士													
村山 永	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

黒沼 憲	税理士法人黒沼共同会計事務所の代表社員に就任しております。	公認会計士として、会計・財務・法務に精通し、企業経営に関する十分な見識を有しておりますので、それらを当社のガバナンス体制の更なる強化に活かしていただくため選任しております。 同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、高い独立性を有する適切な人物であると判断し、独立役員に指定しております。
村山 永	村山永法律事務所の所長に就任しております。	弁護士として、企業法務に関する豊かな知識と高い見識を有しておりますので、それらを当社のガバナンス体制の更なる強化に活かしていただくため選任しております。 同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、高い独立性を有する適切な人物であると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	3	1	0	0	社外取締役

補足説明

報酬委員会は役員報酬制度の検討および会社業績や取締役の職責、成果等を踏まえた個人別報酬額の算定方法の決定を行います。当該会議のメンバーは、代表取締役 大沼一彦、代表取締役 塚田莊一郎、取締役 小関徹、独立社外取締役 黒沼憲(委員長/議長)であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会社法に基づく独立監査人の監査報告書受領時に、会計監査人である太陽有限責任監査法人より会計監査の実施状況と結果について報告を受けるとともに、法令改訂や会計基準の変更および業績の大きな変動等があれば、必要に応じて対処や処理について協議しております。

監査役会と内部監査部門である内部監査室は、双方の監査結果や入手情報等について適宜報告し、四半期ごとの定例報告会を通じて監査の実施状況や課題の相互確認を行う等の連携をとっております。

内部監査室と会計監査人は、財務報告に係る内部統制の評価について、評価結果の共有や課題点等を協議する等の連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小野 クナ子	その他													
村山 秀幸	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野 クナ子		市の社会福祉協議会の会長に就任しております。	長らく県庁職員として、福祉や女性参画等の分野に携わる豊かな経験と高い見識を有しておりますので、それらを当社の監査体制の一層の強化に活かしていたため選任しております。同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、高い独立性を有する適切な人物であると判断し、独立役員に指定しております。
村山 秀幸		村山公認会計士事務所の所長に就任しております。	公認会計士として、会計・財務に関する豊かな知識と高い見識を有しておりますので、それらを当社の監査体制の一層の強化に活かさせていただくため選任しております。同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、高い独立性を有する適切な人物であると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

【社外役員の独立性基準】

当社は、社外役員が以下に定めるいずれの事項にも該当しない場合、当該社外役員は当社に対する独立性を有しているものと判断しております。

1. 現在または過去において、当社および当社の子会社(以下、併せて「当社グループ」と総称)の業務執行者(1)であった者
2. 現在または過去3年間に於いて、以下 ~ のいずれかに該当する者
 - 当社の主要株主(2)またはその業務執行者
 - 当社グループの主要な取引先である者(3)またはその業務執行者
 - 当社グループを主要な取引先とする者(4)またはその業務執行者
 - 当社グループの主要な借入先(5)またはその業務執行者
 - 当社グループから役員報酬以外の多額(6)の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計または法律専門家その他の

専門のサービスを提供する者(法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう。)
当社グループから一定額(7)を超える寄付または助成を受けている者またはその団体に所属する者
当社グループが議決権所有割合10%以上を保有している者またはその業務執行者

当社グループの役員等(8)または使用人が他の法人の役員に就任している場合の当該他の法人の業務執行者

3. 上記1(現在または過去3年間)および2に掲げる者が重要な者(9)である場合において、その者の配偶者または二親等内の親族
【注記】

- 1 業務執行取締役もしくは執行役その他の法人等の業務を執行する役員、または業務を執行する社員その他の使用人をいう。
- 2 議決権所有割合が10%以上の株主をいう。
- 3 直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社に行っている者(法人以外の団体を含む)をいう。
- 4 直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社から受けている者(法人以外の団体を含む)をいう。
- 5 直近事業年度における当社の連結総資産の2%を超える額を当社に融資している者(法人以外の団体を含む)をいう。
- 6 過去3事業年度の平均で個人の場合は年間1,000万円以上、法人・組合等の団体である場合は当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%超をいう。
- 7 年間1,000万円の基準をいう。
- 8 取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者または社員をいう。
- 9 取締役(社外取締役を除く)、会計参与、監査役(社外監査役を除く)、執行役および部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に基づき、業績連動報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう業績指標を反映した現金報酬としております。各事業年度の目標となる利益水準の達成度合いに応じた額を算出のうえ賞与として毎年一定の時期に支給しますが、目標の達成度合いによっては支給していません。

なお、目標となる利益水準(業績指標とその値)は、中期経営計画と整合するよう計画策定に合わせて設定し、適宜、環境の変化に応じて必要な見直しを行っております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

令和4年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬の内容は以下のとおりであります。

・取締役報酬・・・240百万円(うち社外取締役に支払った報酬3百万円)

・監査役報酬・・・24百万円(うち社外監査役に支払った報酬5百万円)

取締役および監査役の支給額には、当該事業年度中の役員退職慰労引当金の繰入額及び退職慰労金を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、令和3年2月12日開催の取締役会において決定方針を決議しております。

取締役の報酬等に関しては安定した業務執行を可能とする報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際して各職責を踏まえた適正な水準

とすることを基本方針としております。

この方針に基づき、取締役会に社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置し、透明性を確保しつつ、公正かつ適正に報酬等の算定方法を決定することとしております。

取締役の報酬限度額につきましては、平成6年1月6日開催の臨時株主総会において、取締役の金銭報酬の額を年額350百万円以内(但し、使用人分給与は含まない)、監査役の金銭報酬の額を年額50百万円以内と決議しております。なお、当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は13名、監査役の員数は3名であります。

取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬である役員賞与及び退職慰労金により構成され、報酬委員会では、報酬額の水準、個人別の報酬等の算定方法について審議・決定を行い、取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会が代表取締役に一任し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・社外取締役のサポート体制

資料や情報の提供・共有等は、取締役会の事務局である総務人事部がサポートしております。

社外取締役は、当社の経営計画・戦略等に関わる重要な会議(中期計画ならびに予算編成方針発表会等)にも出席しております。

・社外監査役のサポート体制

毎月定例で実施しております監査役会において、常勤監査役が監査状況の説明を行い協議しております。

資料等は取締役会や監査役会で説明しながら配付しております。

社外監査役は、当社の経営計画・戦略等に関わる重要な会議(中期計画ならびに予算編成方針発表会等)にも出席しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行・監督に関する体制の概要

・業務管理機能

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会および監査役会により業務執行の監督と監査を行っております。

取締役会は18名(うち社外取締役2名)で構成され、経営方針、法令で定められた事項、経営に関する重要事項等の業務執行を決定し、監督する機関と位置付けております。

監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、監査役は、取締役会、経営会議に出席するほか、各事業所を調査、立会、照合し、経営全体の監査を行い、監査役会に諮ったうえで、取締役会に監査結果を報告しております。

なお、会計監査の適正を確保するため、会計監査人から監査役会、取締役会が法令に基づく会計監査の報告を受けております。

・業務執行体制

当社は、代表取締役および各部門の業務管掌取締役による経営会議により業務を執行しております。

経営会議は取締役10名で構成され、業務の効率的執行を図るため、取締役会の決定事項等について事前審議を行うとともに、経営の重要事項について審議しております。なお、経営会議のもとに販売・生産・開発・管理・予算の5つの分科会をおき、更なる業務の効率的執行を図っております。

(2) 監査に関する体制の概要

・内部監査

社長直属の独立した内部監査部門として内部監査室(2名)を設置し、監査計画に基づき、業務全般にわたり監査を実施しております。その役割は、業務監査に加えて、監査役監査および会計監査人による会計監査と両輪となり、経営の透明性や経営チェック機能の充実を図っております。

内部監査の結果は直接社長に報告されるとともに、被監査部門に対して改善指導・助言等を行うことで、業務の適正・改善・効率化の推進に努めております。また、内部監査室は、財務報告に係る内部統制の評価を担当し、財務情報の透明性と正確性を確実にすべくモニタリングを実施しております。

・監査役監査

常勤監査役(1名)及び社外監査役(2名)で実施しております。

昨年度の監査役会は14回開催され、各監査役はそのすべてに出席し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、審議事項の決議、協議を行いました。

監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、会計監査人等と意思疎通を図り、取締役会に出席するとともに、経営会議等の重要会議にも出席し、取締役会および取締役の意思決定・業務執行に関して、独立した立場からの監査の実施、およびコーポレート・ガバナンスの視点での意見を表明しております。

常勤監査役は、重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社、主要な事業所及び子会社の調査、内部統制システムの整備運用状況の調査、監査計画に則った日常の監査活動、社内の重要な情報の社外監査役への提供を行いました。

社外監査役は取締役会、監査役会等において、取締役会及び取締役の意思決定・業務執行に関して、それぞれの専門的な知見に基づいて意見を表明し、監査いたしました。

監査役会は、株主総会後の監査役会で監査方針と監査計画を策定し、以後、取締役会および取締役の意思決定・業務執行状況についての法令違反の有無についての協議、コーポレートガバナンス・コード全原則適用に関する協議、内部統制システムの整備運用状況およびコンプライアンスに関する事項についての協議、会計監査人の再任・不再任・選任の決定、会計監査人の報酬の同意、監査役候補者の同意、監査報告書の作成、定時株主総会の付議議案内容の監査等を審議いたしました。

・会計監査

a 監査法人の名称 太陽有限責任監査法人

b 継続監査期間 令和2年7月1日以降

c 業務を執行した公認会計士の氏名 並木健治、島川行正

(3) 指名、報酬決定に関する体制の概要

・取締役の選解任

選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累

積投票によらない旨を定款に定めております。

・取締役の解任

解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

・報酬決定

平成6年1月6日開催の臨時株主総会において、取締役における金銭報酬の額を年額350百万円以内(但し、使用人分給与は含まない)と決議しております。

取締役会に社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置し、同委員会では報酬額の水準、個人別の報酬等の算定方法について審議・決定を行い、取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会が代表取締役に一任し決定しております。

(4)その他の事項

・責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等ではない取締役および監査役との間において、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役ではない取締役および監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受け、法律上の賠償責任を負うことにより被る損害に対し、当該保険契約により補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の役員であり、すべての被保険者において保険料を全額当社が負担しております。

なお、法令違反の行為であることを認識したうえで行為を行ったことに起因する役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、当社の企業風土に適した個々の監査役員の監査権限の明確な独任制の監査制度を採用し、取締役会による監督と監査役による監査の二重のチェック体制を構築する監査役会設置会社を選択しております。

取締役会は、経営の最高意思決定機関としての業務の執行と監督機能を担うとともに、コーポレートガバナンス体制を構成する各部門等と有機的に連携することで、経営の透明性・公正性・迅速性の維持・向上を図り、その実効性を確保しております。

監査役会は、監査役3名のうち2名は社外監査役であり、当社の経営の監視機能としてもより有効であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	直近の定時株主総会は、令和4年6月24日に実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報・有価証券報告書等を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社においては、総務人事部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、食に携わる企業として、法令遵守と企業倫理の向上を図るため企業行動規範を制定、全役員・全従業員への周知徹底に努めております。更に、この推進体制を強化する観点から社外の有識者による企業倫理委員会を設置し、活動しております。</p> <p>また、社内外に内部通報窓口を設置し、企業内における法令違反や不正行為の情報収集と発生防止に努めております。</p> <p>企業行動規範は次の6項目を基本としております。</p> <p>規範1. 安全な食品を提供します。</p> <p>規範2. 顧客の満足と安心が得られるように最大限の努力をします。</p> <p>規範3. 法令を遵守し社会的倫理に則った企業活動を進めます。</p> <p>規範4. 環境問題に積極的、自主的に取り組みます。</p> <p>規範5. 良き「企業市民」として積極的に社会貢献活動を行います。</p> <p>規範6. 安全で働きやすい環境の確保に努めます。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は、本社、寒河江工場、東北支店、大谷工場、本楯工場、山形配送センター、高松工場、東根工場、天童工場、神町工場、山形工場及び子会社の九州ベストフーズ株式会社、関西ベストフーズ株式会社において、ISO14001を認証取得しております。</p>
その他	<p>当社は、令和4年6月1日に「サステナビリティ基本方針」を制定し、「食品産業の分野において広く社会に貢献し、永続と繁栄のもとに企業を構成する人々の理想を実現する」という社是のもと、企業行動規範に基づく事業活動を通じて、持続可能な社会の発展と地球環境の保全に貢献し、全てのステークホルダーと存在意義を共有する企業を目指しております。</p> <p>ステークホルダーとの関係につきましては、ステークホルダーとのコミュニケーションを推進し、積極的に協力し合いながら、社会の要請や期待と誠実に向き合い、持続可能な社会の実現に貢献することとしております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、平成18年5月11日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、これを適宜見直し、改善していくことで業務の適正性を確保しております。

直近では令和4年5月12日開催の取締役会において、コーポレート・ガバナンスの強化および監査役を補助すべき使用人の独立性並びに実効性の確保の体制を明確にするため、項目の一部を改定いたしました。改定後の基本方針及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【体制】

・役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの強化と共に、当社グループ全体の企業行動規範を定め、それを全従業員に周知徹底させる。

・当社グループ全体のコンプライアンスを統括する担当役員を任命するとともに、コンプライアンス統括部門を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握および従業員に対する指導、啓発、研修等を行う。

・当社の企業行動が法的、社会的、道義的責任を全うするため社外の委員による企業倫理委員会を設置し、また、企業内における法令違反や不正行為の情報収集と発生防止のためコンプライアンス目安箱を設置する。

【運用状況の概要】

・取締役会の審議を経たコーポレート・ガバナンス強化へ向けた取組みの推進や、社是・グループ企業行動規範のグループ速報への常時掲載（毎週発行）、幹部会や全体会等の会議での継続的な啓蒙活動等を通じて、法令及び定款の遵守はもとよりコンプライアンス意識の啓発および社是・企業行動規範の周知徹底に努めております。

・コンプライアンス担当役員を任命し、グループ会社を含めた各部門は、管掌役員の主導のもと、関係法令等の遵守、コンプライアンス教育・啓発、周知徹底による意識の向上に努めております。

・総務人事部を事務局に、社外の有識者、弁護士、学識経験者からなる企業倫理委員会を開催しております。また、企業内の法令違反や不正行為の通報窓口として、コンプライアンス目安箱を設置しております。通報者保護を徹底するとともに、企業倫理委員会の助言、取締役会への報告など適切に対応しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【体制】

・取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程等に従い適切に保存及び管理する。

【運用状況の概要】

・取締役の職務の執行に係る情報・文書は、法令及び関係規程に従って適切に保存および管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【体制】

・リスク管理を統括する部門を設置し、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

【運用状況の概要】

・法令やリスク管理の担当部署を明確にし、法令改正や事故等の新たな経営リスクの発生を監視するとともに、取締役会等でリスク等の影響と対応策の検討、必要に応じて、規程、業務の見直し等を図っております。

・令和2年11月27日に農林水産省から指導を受けた「一般市販用4商品の原産国表示の誤表示」の事案を踏まえて、令和3年4月1日に品質保証本部を新設し、品質保証部・品質管理部・検査管理部の3部による統合的な管理体制を構築しました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【体制】

・中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化する。
・取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。また、会長、社長等によって構成される経営会議において、取締役会の決定事項の事前審議や取締役会から権限を委譲された範囲内での経営の重要事項の審議を行う。

【運用状況の概要】

・当年度に、「社是の実現」を目標に掲げる新たな中期計画『Change and Reborn 2025』をスタートさせました。グループ会社を含めた各部門は、管掌取締役の主導のもと年度方針を策定し、毎月開催する取締役会の審議等を通じて、計画達成へ向けた取組みに邁進しております。
・取締役会を15回開催し、経営方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項等の業務執行を決定し、監督しております。経営会議は23回開催し、業務の効率的執行を図ることに努めております。なお、経営会議のもとに販売・生産・開発・管理・予算の5つの分科会を置き、更なる業務の効率的執行を図っております。

5. 会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

【体制】

・子会社の業務の適正を確保するための基本方針

当社の企業行動規範に従い、コンプライアンス体制の構築に努める。

(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は当社の企業行動規範に従い、重要事項については必要により経営会議及び取締役会に報告し、決裁を受ける。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 子会社の損失の危険の管理に関する規程として、子会社の経営環境等に応じて、諸規程等を制定し、適切な運用を図る。

2) 当社のリスクマネジメントにおける審議は、子会社に関わる事項を含むものとする。また、子会社の投融資についても、当社の稟議決裁規程に基づき審議する。

(3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営環境等に応じて、当社の指定する規程類を制定し、実効性あるものとして運用されている状態を定着させるよう努める。

(4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 子会社の経営環境等に応じて、当該会社の役員・従業員等に対して、法令及び企業行動規範の遵守を徹底させる。

2) 当社の内部監査室は、子会社に対して必要に応じてヒアリングを行う。

【運用状況の概要】

・当社取締役が子会社の役員を兼任し、子会社取締役会への出席等を通じて、業務執行の決定、職務執行の監督等を行っております。また、子会社において重要事項を決定する場合は、随時報告を受け、当社においても十分な協議・検討を行う等、適切なグループ運営に努めております。
・当社の内部監査室は、子会社に対して、監査計画に基づき、業務全般にわたり監査を実施し、業務の適正な運営・社内規程との整合性を監査するとともに、業務の改善・効率化の推進に努めております。

6. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

【体制】

・監査役を補助すべき使用人を監査役会事務局に置き、必要な人員を配置する。

・監査役会事務局の使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

【運用状況の概要】

・現在、監査役から職務を補助すべき使用人を監査役会事務局として置くことを求められておりませんが、総務人事部及び経理部のスタッフが必要に応じて監査役会をサポートしております。監査役から使用人を置くことを求められた場合には、取締役からの独立性および監査の実効性の確保に留意し、必要な体制を整備いたします。

7. 会社並びに子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

【体制】

・監査役が重要会議への出席、決裁稟議の内容報告、部署、子会社等の調査を通じて、取締役の職務の執行について、逐次チェックすることができる体制を整備する。

・内部監査室が監査役に対して、その監査計画及び監査結果について定期的に報告を行い、監査役との情報の共有化を図る。

・会社並びに子会社の役員及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

・前記報告を行ったことを理由に解雇、配転、差別等の不利益を与えることはない。

【運用状況の概要】

・監査役は、監査役会監査計画に従って、取締役会や経営会議等の重要会議への出席、決裁稟議の内容報告、事業所等の往査等に対応しております。

・内部監査室は内部監査の結果を監査役に定期的に報告するとともに、グループ会社を含めた不正行為・事故等の情報は、コンプライアンス担当役員、管掌役員等から監査役に対して適宜報告・説明を行っております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【体制】

・取締役は監査役による監査に協力し監査に係る費用については監査の実効性を確保すべく必要な予算を措置する。

・会計監査人が監査実施状況の報告等を定期的に行う。

・代表取締役との定期・随時の懇談を通じて情報共有を確保する。

【運用状況の概要】

・取締役は監査役による監査に協力し監査に係る費用については監査の実効性を確保すべく必要な予算を措置しております。

・会計監査の適正を確保するため、会計監査人は監査実施状況の報告等を定期的に行っております。

・代表取締役との定期・随時の懇談を通じて情報共有を確保しております。

(2) リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、当社が取り組む危機管理対策の基本的事項を定める危機管理規程の下、リスク管理の実施に関し必要な事項を審議・決定する危機管理委員会を設置し対応しております。危機が発生した場合には、危機管理規程の定めに従い、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の助言を得ながら迅速な対応を行い、損害の拡大の防止と損害を最小限に止めるように努めております。

また、危機管理の担当部署である総務人事部が、社員教育や社員のリスク管理に対する意識の喚起と啓蒙を行っております。同時に、社内外に内部通報窓口を設置し、企業内における法令違反や不正行為の情報収集と発生防止に努めております。

加えて、常設の委員会として、品質保証委員会、苦情処理委員会、社外有識者等により構成される企業倫理委員会を設置し、リスク管理を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断・排除し、毅然とした態度で対応することを基本方針とし、以下のような諸施策を実施しております。

- ・「企業行動規範」において、反社会的勢力には毅然とした態度で対応することを定めております。
- ・総務人事部を反社会的勢力対応の統括部門とし、不当要求防止責任者を設置しております。
- ・警察等関係機関と緊密に連携し情報収集を行うとともに、反社会的勢力への対応に関する指導を受けております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、いわゆる買収防衛策を導入しておりませんが、機関投資家とも良好なコミュニケーションに努めるとともに、金融商品取引法の定めによって提出される大量保有報告書を注視してまいります。

万が一、買収の動きが表面化した場合には、買い手側に対して必要な情報の提供を求めるとともに、取締役会としても意見を表明し、株主の皆様にご判断いただくための十分な情報の提供に努め、取締役会の意見表明として買収防衛策を導入・運用する際は、経営陣・取締役会の自らの保身を目的とせず、その必要性や合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保のうえ、株主の皆様に必要な説明を行います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、安全・安心な製品の供給、顧客満足の向上、社会への貢献などの企業責任を果たす観点から、適時適正な情報開示による企業経営の透明性の充実、法令遵守と企業倫理向上を重要課題としております。そのため、当社グループの企業行動規範に「法令を遵守し社会的倫理に則った企業活動を進める」ことを定め、株主・投資家の皆様に対する説明責任を継続的に果たすよう、迅速、正確かつ公平な情報開示に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

(1) 基幹となる社内体制

当社は、取締役会において、経営方針、法令で定められた事項、経営に関する重要な事項を決定し、監査役会が経営全体の監査を行っております。また、代表取締役及び各部門の業務管掌取締役で構成される経営会議において、取締役会の決定事項などについて事前審議を行っております。こうした体制のもとで、適時開示が必要となる会社情報はすべて取締役会に付議されます。

なお、企業内部情報等を適正に管理するため、「内部者取引防止規程」を制定し、役職員に対し、情報管理の重要性を認識させ、内部情報の管理徹底を図っております。

(2) 開示対象となる情報と手続き

a. 決定事実に関する情報

重要な決定事実に関する情報につきましては、取締役会を開催し、決議・承認後、情報開示担当役員の指示により、適時開示担当部署が速やかに開示手続きを行います。

b. 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報につきましては、適時、各業務部門の管理責任者から担当取締役を通して情報開示役員へ情報が集約され、当該役員が適時開示の検討を行い、適時開示が必要な情報は、取締役会において決議・承認後、情報開示担当役員の指示により、適時開示担当部署が速やかに開示手続きを行います。

c. 決算に関する情報

決算に関する情報につきましては、経理部長が取りまとめ、情報開示担当役員に報告し、取締役会において決議・承認後、情報開示担当役員の指示により、適時開示担当部署が速やかに開示手続きを行います。

